

旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十三号

旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 旅館業法施行条例(昭和二十三年広島県条例第四百四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(営業施設について講じるべき措置の基準) 第六条 (略) 一―四 (略) 五 (略) イ ろ過器(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。)を設置する場合は、ろ過器は、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換を行うことができるものであるとともに、ろ過器の前に集毛器(浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。)を置くこと。 ローニ (略) ホ 洗い場、浴槽、貯湯槽(原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)等を貯留する槽(タンク)をいう。以下同じ。)等は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒をすること。 ヘ・ト (略) チ 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第九項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上がり用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。及び上がり用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。))並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。</p>	<p>(営業施設について講じるべき措置の基準) 第六条 (略) 一―四 (略) 五 (略) イ ろ過器を設置する場合は、ろ過器は、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換を行うことができるものであるとともに、ろ過器の前に集毛器を置くこと。 ローニ (略) ホ 洗い場、浴槽、貯湯槽等は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒をすること。 ヘ・ト (略) チ 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第九項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上り用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。))及び上り用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。))並びに浴槽水(浴槽内の湯</p>

<p>リ・ヌ (略) 集毛器を使用している場合は、定期的に内部の毛髪等を除去して洗浄するとともに、適切に消毒すること。</p> <p>ク 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、通常一リットル中〇・四ミリグラムから一・〇ミリグラムまでに保つとともに、当該測定結果を検査の日から三年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあつては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。循環配管を設置している場合において、クの規定により浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。ただし、構造上これにより難しい場合にあつては、この限りでない。</p> <p>カ 水道法第三条第九項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに毎日完全に換水している浴槽水は一年に一回以上、連日使用している浴槽水は一年に二回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、一年に四回以上）規則で定める水質検査を行い、その結果を検査の日から三年間保管するとともに、その写しを脱衣室その他入浴者が見やすい場所に掲示すること。</p> <p>コ オーパーフロー水及びオーパーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーパーフロー還水管及び回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。</p> <p>ク タンク (略) 貯湯槽、配管等は、清掃が容易にでき、完全に排水ができるなど、生物膜の発生の防止及びその除去ができる構造とすべく努めること。</p> <p>ク ネット (略) 六・七 (略)</p>	<p>水をいう。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。</p> <p>リ・ヌ (略)</p> <p>ク 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、通常一リットル中〇・二ミリグラムから一・〇ミリグラムまでに保つとともに、当該測定結果を検査の日から三年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあつては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。循環配管を設置している場合において、クの規定により浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。ただし、構造上これにより難しい場合にあつては、この限りでない。</p> <p>カ 水道法第三条第九項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに毎日完全に換水している浴槽水は一年に一回以上、連日使用している浴槽水は一年に二回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、一年に四回以上）規則で定める水質検査を行い、その結果を検査の日から三年間保管するとともに、その写しを脱衣室その他入浴者が見やすい場所に掲示すること。</p> <p>カ オーパーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。</p> <p>ク ソーラ (略) 六・七 (略)</p>
--	---

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第二条 公衆浴場法施行条例（昭和二十五年広島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(施設の基準) 第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(一) 脱衣場及び洗い場には、適当な換気設備等を設けること。</p> <p>(二) (略)</p> <p>ニ・チ (略)</p> <p>リ ろ過器(浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。))を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。)を設置する場合は、ろ過器は、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換を行うことができるものであるとともに、ろ過器の前に集毛器(浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。)を置くこと。</p> <p>ヌーカ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ・ホ (略)</p> <p>ヘ (略)</p> <p>(一) 個室の面積は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第四項第一号に該当する営業に係る個室(以下「風俗営業法に係る個室」という。)にあつては十平方メートル以上、その他の個室にあつては五平方メートル以上とすること。</p> <p>(二) (略)</p> <p>ト・チ (略)</p> <p>(遵守事項) 第五条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 洗い場、浴槽、貯湯槽(原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。))等を貯留する槽(タンク)をいう。以下同じ。)等は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒をすること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第九項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯(浴槽(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用</p>	<p>(施設の基準) 第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(一) 脱衣場には、適当な換気方法を施すほか、洗い場には、天井に適当な湯気抜き窓を設けること。</p> <p>(二) (略)</p> <p>ニ・チ (略)</p> <p>リ ろ過器を設置する場合は、ろ過器は、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換を行うことができるものであるとともに、ろ過器の前に集毛器を置くこと。</p> <p>ヌーカ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ・ホ (略)</p> <p>ヘ (略)</p> <p>(一) 個室の面積は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第四項第一号に該当する営業に係る個室(以下「風俗営業法に係る個室」という。)にあつては十平方メートル以上、その他の個室にあつては五平方メートル以上とすること。</p> <p>(二) (略)</p> <p>ト・チ (略)</p> <p>(遵守事項) 第五条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 洗い場、浴槽、貯湯槽等は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒をすること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第九項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯</p>

せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上がり用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)、及び上がり用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)、並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。

六・七 (略)
八 集毛器を使用している場合は、定期的に内部の毛髪等を除去して洗浄するとともに、適切に消毒すること。

九 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、通常一リットル中〇・四ミリグラムから一・〇ミリグラムまでに保つとともに、当該測定結果を検査の日から三年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあつては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。

十 (略)

十一 水道法第三条第九項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに毎日完全に換水している浴槽水は一年に一回以上、連日使用している浴槽水は一年に二回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、一年に四回以上)規則で定める水質検査を行い、その結果を検査の日から三年間保管するとともに、その写しを脱衣室その他入浴者が見やすい場所に掲示すること。

十二 オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、オーバーフロー還水管及び回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。

十三 十五 (略)

十六 貯湯槽 配管等は、清掃が容易にでき、完全に排水ができるなど、生物膜の発生の防止及びその除去ができる構造とするよう努めること。

十七 二十三 (略)

の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上り用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)、及び上り用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)、並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。))は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。

六・七 (略)

八 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、通常一リットル中〇・二ミリグラムから一・〇ミリグラムまでに保つとともに、当該測定結果を検査の日から三年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあつては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。

九 (略)

十 水道法第三条第九項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに毎日完全に換水している浴槽水は一年に一回以上、連日使用している浴槽水は一年に二回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、一年に四回以上)規則で定める水質検査を行い、その結果を検査の日から三年間保管するとともに、その写しを脱衣室その他入浴者が見やすい場所に掲示すること。

十一 オーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。

十二 十四 (略)

十五 二十一 (略)

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。